

秋田県北部洋上風力合同会社「(仮称)秋田県北部洋上風力発電事業  
環境影響評価準備書」に対する勧告について

令和2年7月30日  
経済産業省  
商務情報政策局  
産業保安グループ

本日、電気事業法第46条の14第1項の規定に基づき、「(仮称)秋田県北部洋上風力発電事業環境影響評価準備書」について、秋田県北部洋上風力合同会社に対し、環境の保全の観点から勧告を行った。勧告の内容は別紙のとおり。

また、併せて同条第4項の規定に基づき、秋田県知事からの意見を勘案するよう、その写しを送付した。

なお、当該事業は、令和2年2月25日付をもって、株式会社大林組から秋田県北部洋上風力合同会社に事業承継がされている。

(参考)当該地点の概要

1. 計画概要

- ・ 場 所 : 秋田県能代市、山本郡三種町及び男鹿市地先海域
- ・ 原動力の種類 : 風力(洋上)
- ・ 出力 : 最大448,000kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

<計画段階環境配慮書>

計画段階環境配慮書受理	平成28年 3月31日
環境大臣意見受理	平成28年 6月10日
経済産業大臣意見発出	平成28年 6月17日

<環境影響評価方法書>

環境影響評価方法書受理	平成28年 6月30日
住民意見の概要等受理	平成28年 8月24日
秋田県知事意見受理	平成28年11月15日
経済産業大臣勧告発出	平成28年12月 9日

<環境影響評価準備書>

環境影響評価準備書受理	令和 元年11月 7日
意見の概要等受理	令和 2年 2月 7日
秋田県知事意見受理	令和 2年 5月29日
環境大臣意見受理	令和 2年 6月16日
経済産業大臣勧告発出	令和 2年 7月30日

問合せ先:電力安全課 沼田、須之内  
電話:03-3501-1742(直通)

## 1. 総論

事業実施に当たっては、以下の取組を行うこと。

### (1) 事後調査等について

ア. 事後調査について、最新の知見及び専門家等の助言を踏まえ、本事業による環境影響を適切に把握できるような調査方法、調査地点及び調査期間等を検討すること。また、評価書において、事後調査の検討過程を可能な限り具体的に記載すること。

イ. 事後調査及び環境監視を適切に実施すること。また、その結果を踏まえ、必要に応じて、追加的な環境保全措置を講ずること。

ウ. 上記の追加的な環境保全措置の具体化に当たっては、これまでの調査結果及び専門家等の助言を踏まえて、措置の内容が十分なものとなるよう客観的かつ科学的に検討すること。

エ. 事後調査により本事業による環境影響を分析し、判明した環境の状況に応じて講ずる環境保全措置について、検討の過程、内容、効果及び不確実性の程度について報告書として取りまとめ、公表すること。また、環境監視の結果、環境保全措置を講じた場合にも、可能な限り報告書に取りまとめ、公表に努めること。

### (2) 累積的影響について

本事業の対象事業実施区域の周辺では、他事業者による複数の風力発電所が稼働中又は環境影響評価手続が終了若しくは手続中であることから、引き続き、可能な限り事業者間で調整し、必要な情報を共有し、累積的な影響を考慮した事業計画とすること。

## 2. 各論

### ○鳥類に対する影響

対象事業実施区域の周辺には、渡り鳥の集団渡来地(越冬地・中継地)となっている八郎潟干拓地及び小友沼が存在する。本事業の調査結果において、ガン・カモ類、ハクチョウ類等の渡り鳥は、内陸部の八郎潟干拓地、小友沼間を主に移動することが確認されているが、対象事業実施区域においてもこれら渡り鳥の一部飛翔が確認されている。

このため、本事業の実施に伴う風力発電設備への衝突や移動経路の阻害等の影響を回避又は低減する観点から、以下の措置を講ずること。

(1) 鳥類に係る環境影響の予測には不確実性を伴うことから、バードストライクの有無及び渡り鳥の移動経路等に係る事後調査を適切に実施するとともに、渡り鳥等の鳥類に対する重大な影響が認められた場合は、専門家等からの助言を踏まえ

て、渡り鳥の衝突のおそれがある季節・時間帯の稼働調整等の追加的な環境保全措置を講ずること。

(2) 鳥類に係る事後調査は、風車稼働時における鳥類の状況を確認する定点調査のほか、カメラによるバードストライク調査を実施する計画としている。

バードストライク調査については、最新の知見及び専門家等の助言を踏まえ、本事業による影響が適切に把握できるよう更に検討すること。

以上の措置を適切に講ずるとともに、その旨を評価書に記載すること。